

秋田市西部市民サービスセンター庁舎内広告掲出要領

〔令和 4 年 2 月 1 日〕
〔西部市民サービスセンター所長決裁〕

（趣旨）

第 1 条 この要領は、秋田市広告掲載要綱（平成19年10月31日市長決裁）第 5 条から第 7 条までの規定に基づき、秋田市西部市民サービスセンター庁舎（以下「庁舎」という。）内部の壁面等への広告物の掲出（以下「広告掲出」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）壁面等 壁面、柱、階段その他庁舎内部の構造物の表面をいう。
- （2）許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- （3）広告物の内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

（広告掲出の基準）

第 3 条 庁舎の壁面等に掲出する広告物は、秋田市広告掲載基準（平成19年10月31日市長決裁。以下「掲載基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告掲出の場所、方法等）

第 4 条 庁舎の壁面等に掲出を行う広告物の場所および掲出位置は、庁舎の用途又は目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

2 庁舎の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、庁舎の用途又は目的を妨げず、かつ、庁舎の実情に適合する限度において、市長が定めるものとする。

（広告掲出の募集）

第 5 条 広告掲出の募集は、市長がその期間、場所、位置、枠数、掲出条

件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

（広告掲出の審査）

第6条 市長は、広告掲出を行おうとする者（以下「申込者」という。）に対して、広告物の内容を記載したデザイン素材、ラフ・スケッチその他審査の可否を判断するため必要な資料の提出を求め、審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、広告物の内容等が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲出の許可）

第7条 前条第1項の審査に合格した申込者（以下「広告主」という。）は、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）に規定する行政財産の使用許可手続等により市長の許可を受けなければならない。

（広告物の製作、掲出および撤去）

第8条 庁舎の壁面等に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って広告物の製作、掲出および撤去をするものとする。

2 広告主は、広告掲出および広告物の撤去を行おうとするときは、庁舎の用途もしくは目的又は庁舎における業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の撤去により庁舎の壁面等の表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

（広告料等）

第9条 広告主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

（1）広告料 広告取扱に係る料金であって類似広告の市場価格等を勘案して市長が定める額。ただし、広告掲載枠ごとの広告料は別に定める。

（2）使用料 広告の設置に伴う行政財産の目的外使用許可に係る使用料

であって秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の規定に基づき算定した額。

- 2 前項各号に定める広告料および使用料のほか、第8条第1項の規定により広告主が負担する経費のうち秋田市に納付すべき経費があるときは、当該経費をあわせて納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する広告料および使用料ならびに前項に規定する秋田市に納付すべき経費は、市長があらかじめ指定した期日内に納付しなければならない。

（広告掲出の期間）

第10条 広告掲出の期間は、1月単位とする。

- 2 広告主が1月を超える期間にわたる掲出を希望するときは、市長は複数月の広告掲出を認めることができる。

（広告物の内容の修正）

第11条 市長は、広告物の内容が各種法令等に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき、又は掲載基準に抵触していると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告物の内容の修正を求めることができる。

（広告物の内容の変更）

第12条 広告主は、庁舎の壁面等に掲出した広告物の内容を変更することができる。

- 2 前項の規定により変更する場合は、変更しようとする広告物の内容についてあらかじめ市長の審査を受けなければならない。
- 3 第6条の規定は、前項の審査について準用する。
- 4 広告主は、第2項の審査により内容の変更が適当であると認められたときから、広告物の内容を変更することができる。

（広告掲出の許可の取消し又は停止）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく広告掲出を取り消し、又は次の各号に掲げる事由が解消されるまでの期間、広告掲出を停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料および使用料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲出がないとき。

- (3) 第11条の規定による広告物の内容の修正を広告主が行わないとき。
- (4) 広告物の内容が、各種法令又は掲出基準に違反している、もしくはそのおそれがあるときで、第11条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲出の許可が取り消し、又は停止されたときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告掲出の取下げ)

第14条 広告主は自己の都合により広告掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

(損害賠償責任)

第15条 広告主は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、庁舎をき損し、もしくは破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

(広告料の還付)

第16条 既に納付した広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない事由により、広告掲出の許可を取り消し、又は停止したときは、この限りでない。

2 還付する広告料の額は、広告掲出に係る期間を1月単位で認定し、算出する。この場合において、広告掲出の期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出する。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告物の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことおよび広告物の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決することとする。

(委任)

第18条 この要領に定めのないもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

(秋田市西部市民サービスセンター庁舎内広告掲出要領の廃止)

2 秋田市西部市民サービスセンター庁舎内広告掲出要領（平成24年2月13日西部市民サービスセンター所長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の秋田市西部市民サービスセンター庁舎内広告掲出要領の規定に基づき許可を受けた広告の取扱いについては、なお従前の例による。